平成30年第3回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 舘 山 善 也

副委員長 渡 部 伸 広

- **1 開催日** 平成30年9月11日(火曜日)
- 2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第133号 青森市浪岡細野渓流魚増殖実習場設置条例を廃止する条 例の制定について

議案第138号 字の区域の変更について 議案第139号 字の区域の変更について 議案第140号 字の区域の変更について

〇出席委員

委員長 舘 山善 也 委 員 中 村 節 雄 広 浩 平 副委員長 渡 部 伸 委 員 藤 原 勳 委 員 藤 田 誠 委 員渋 谷 委 員 工 藤 健 委 員 奥 谷 進 委 員 中 田靖 人

〇欠席委員

なし

〇説明のため出席した者の職氏名

田 一二三 教 育 長 成 市民部 長 坪 真紀子 経 済 部 長 降博 堀 内 経済部理事 百 満 田 農林水産部長梅 次 田 喜 教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司 淳 教育委員会事務局理事 佐々木 農業委員会事務局長 舘 弥 田 市民部次長加 福 理美子 経済部次長 工藤 健 志 横内 湍 経済部次長 信

農林水産部次長 永 澤 治 農林水産部次長 佐々木 文 秀 三浦 農林水産部参事 大 延 男 農林水産部参事 鳥谷部 勝 教育委員会事務局浪岡教育事務所長 範 山内 秀 教育委員会事務局参事 昭 奥 崹 文 教育委員会事務局参事 俊 ___ 葛 西 杉 市民協働推進課長 山 潔 経済政策課長 中 敦 村 農業委員会事務局次長 馬 治 對 修 関係課長等

〇事務局出席職員氏名

議事調査課主査 山 田 達 議事調査課主査 野 宮 洋 子

〇舘山善也委員長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者 あり) ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件について、 ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 133 号「青森市浪岡細野渓流魚増殖実習場設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。(「おはようご ざいます」と呼ぶ者あり) 議案第 133 号「青森市浪岡細野渓流魚増殖実習場 設置条例を廃止する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付資料をごらんください。

本条例は、内水面漁業に関する知識の普及を図るため、浪岡細野渓流魚増殖実習場を設置するものとして、平成17年に制定したものであります。

廃止理由でありますが、本施設は、隣接する簡易水道の余剰水を活用して 渓流魚を飼育し、内水面漁業に関する知識の普及を担う施設として、旧浪岡 町が平成元年に開設いたしましたが、近年、余剰水が急激に減少したため、 飼育環境が悪化し、水中酸素濃度の不足や病気の罹患等によるへい死が続い ており、イワナの飼育数が大きく減少しているところです。なお、渓流魚の 飼育状況につきましては、資料に参考として記載しておりますので、後ほど 御確認ください。

養魚場は、簡易水道の余剰水以外に水源がないため、水量を回復することが不可能な状態にあり、業務の継続や内水面漁業に関する知識等の普及を図ることが困難な状況となっております。

このことから、養魚場の管理運営は平成 30 年度をもって終了することと し、施設の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

以上、議案第 133 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇舘山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○舘山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇舘山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第133号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 138 号「字の区域の変更について」から議案第 140 号「字の区域の変更について」までの計 3 件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、各議案ごとに 1 件ずつ行います。

それでは、これら3件の議案に対する説明を当局から求めます。農林水産 部長。

〇梅田喜次農林水産部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第 138 号 「字の区域の変更について」から議案第 140 号 「字の区域の変更について」までの計 3 件については、内容に関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

まず初めに、お手元の資料①「議案第 138 号、第 139 号、第 140 号 字の 区域の変更について」をごらんいただきたいと思います。

今回提出する字の区域の変更につきましては、議案第 138 号は八ツ役地区、 議案第 139 号は諏訪沢地区、議案第 140 号は荒川中部地区の 3 地区となって おり、いずれも、青森県が実施しております農地整備事業――いわゆる圃場 整備事業により、従来字界としてきた農道や水路が一体的な区画整備を終え、 位置や形状が変更となったことから、これに伴って字の区域の変更を行うも のであります。

お手元の資料②「議案第 138 号、第 139 号、第 140 号 農地整備事業(ほ場整備事業)位置図」をごらんいただきたいと思います。八ツ役地区、諏訪沢地区及び荒川中部地区のそれぞれの農地整備事業の位置及び概要をお示ししております。

当該農地整備事業につきましては、不整形な農地の区画の整形、拡大や農道、水路の一体的な整備を行うことにより、大型機械の導入及び農地の集積による農業の生産性の向上と生産コストの縮減、そして地域農業を支える担い手の育成を図ることを目的として、青森県が平成25年度から事業着手しており、いずれの地区も、今後行われる農地所有者の確定や土地の登記事務を行い、平成31年3月末の完了を予定しております。

3地区の字の区域の変更についての概要でありますが、それぞれ順を追って御説明いたしたいと思います。

資料③「議案第 138 号 八ツ役地区農地整備事業に伴う字の区域の変更概要図」をごらんいただきたいと思います。八ツ役地区の農地整備事業に伴う字の区域の変更に係る部分を着色してお示ししております。

黄色の部分は大字八ツ役字上林から大字荒川字成瀬に編入する区域、桃色

の部分は大字八ツ役字上林及び同芦谷から大字荒川字柴田に編入する区域、 緑色の部分は大字八ツ役字上林及び大字荒川字柴田並びに第二問屋町四丁目 から大字八ツ役字芦谷に編入する区域、青色の部分は大字荒川字柴田、同成 瀬及び第二問屋町三丁目、同四丁目並びに大字八ツ役字芦谷から大字八ツ役 字上林に編入する区域となっており、資料④については、八ツ役地区の農地 整備事業による字界変更後の区域図となっております。

次に、資料⑤「議案第 139 号 諏訪沢地区農地整備事業に伴う字の区域の変更概要図」をごらんください。諏訪沢地区の農地整備事業に伴う字の区域の変更に係る部分を着色してお示ししております。

黄色の部分は大字諏訪沢字丸山及び同山辺から大字諏訪沢字野田に編入する区域、桃色の部分は大字諏訪沢字野田から大字諏訪沢字丸山に編入する区域、緑色の部分は大字諏訪沢字野田及び同丸山から大字諏訪沢字山辺に編入する区域となっており、資料⑥については、諏訪沢地区の農地整備事業による字界変更後の区域図となっております。

最後に、資料⑦「議案第 140 号 荒川中部地区農地整備事業に伴う字の区域の変更概要図」をごらんください。荒川中部地区の農地整備事業に伴う字の区域の変更に係る部分を着色してお示ししております。

黄色の部分は大字金浜字稲田から大字金浜字伊吹に編入する区域、桃色の部分は大字上野字有原及び大字金浜字伊吹から大字金浜字稲田に編入する区域、緑色の部分は大字金浜字稲田、同伊吹及び大字上野字山辺から大字上野字有原に編入する区域となっており、資料®については、荒川中部地区の農地整備事業による字界変更後の区域図となっております。

以上、議案第 138 号から議案第 140 号までについて御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

〇舘山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第138号について採決いたします。

議案第 138 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇舘山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第138号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号について採決いたします。

議案第 139 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇舘山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第139号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第140号について採決いたします。

議案第 140 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇舘山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 140 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了 いたしました。

(審 査 終 了)